NEXUS

2015

岩手県中小企業団体中央会

Nº640 **4**





「災害時の食糧安定供給と地産地消基地を目指して」

協同組合産直センター(いがしゃま 理事長 前 田 眞



東山の産直「季節館」は、平成6年に生産者が値付けし直接販売することで収益の向上を目的に始まりました。その後10年を経た頃には、何処にも産直の時代になり、「産地直売」即ち流通の中抜きによる収益向上策は変化が必要な社会環境になりました。そこで収益は、本来社会貢献の対価であることから、食の原点に戻り産直として毎日消費する食糧を地域に安定供給できる体制を整えることに重点を置き運営してきました。

具体的には組合員が生産した生鮮野菜等の食材、組合員と直営加工所の加工品を店舗、 学校給食、インショップ等で販売し、店舗内にある食堂で食事の提供により食に関する 全ての段階での地産地消を行っています。

しかし、農産物は天候の影響で大きく変動し組織の運営を不安定化させます。その対応策として、平成11年法人化と同時期に店舗に併設した加工場が手狭になっていたので、平成17年に元保育所約85坪を改装し、「あじゃら味善加工所」を新設して加工部門の基盤を整えました。加工施設を充実させたことにより、加工品を増産でき必要な原料を確保するために生産費に見合った価格での購入を進めています。

一方、「全てを資源に」との考えから野菜等の販売の残りの廃棄物や、加工残渣等有機物を飼料化、堆肥化して野菜の栽培における肥料として循環させています。また、生産量に見合った生産工程の改善や機器の開発、改良に努めています。即ち、事業は全ての面で常に改善が必要と考えています。

平成23年の震災時に、当地は流通の混乱と5日間の停電がありました。ガソリン不足の中、農家は動かなくても生活できるので産直に出荷してこない。でも非農家は援助物資として加工品は供給されても生鮮野菜が入手できませんでした。産直に食材や食糧を求める病院や地域住民のために、生産者から集荷、加工し供給しました。産直は受託販売ですので、生産者別に精算しなければならず電卓と記帳の日々が続き、昼間電卓が使える間は開店し対応しました。これは従業員の努力の賜物です。この経験から翌年一関市と「災害時の応急食糧等の確保に関する協定」を結びました。

産直は地域住民と生産者を結び、毎日必要な食糧を供給するのが原点であります。この社会貢献の結果として事業が存続し、生産者である組合員の生活向上に継ながることになります。この人の「つながり」を良くすることが、社会と自らの生活を維持向上に役立つものと考えております。

最後に皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたします。



中央会「平成27年度事業大綱」定める ~平成26年度第4回理事会 開催~

3月19日(木)、盛岡市の岩手県水産会館にて平成26年 度第4回理事会を開催し、平成27年度中央会事業の大綱 等について協議を行い全議案が承認された。

大綱では、昨年に引き続き4つの項目(下記を参照)を重 点項目として据えた。これらは、中小企業事業者にとって 依然として課題となっているため、本会では各課題に対応 した事業を設け、解決に向けた支援をする。



理事会の様子

重点項目(一部抜粋)

1.震災からの本格的な復興・再建の推進

本格的な事業再建や中心市街地等の機能回復を促進するため、引き続きグループ補助金認定申請及び 認定後の事業構築等に対する支援を継続するとともに、被災中小企業等の商品戦略、販売戦略の再構築 や販路開拓に関する取り組み支援を新たに展開する。

また、被災地域での中小企業組合の組織化により、事業再建・事業拡大を加速するとともに、若者の力、女性の力等による創業・起業を支援し地域産業の活性化を図る。

2. 経営課題の解決による経営力強化

中小企業が抱える様々な経営課題に対して、中小企業組合をはじめとする連携組織を通じて適宜適切な解決支援を行う。特にも、「経営革新等支援機関」として組合事業の活性化、新たな事業展開等を促し中小企業の経営力の向上を図る。

また、「ものづくり・商業・サービス革新事業」により県内中小企業等の技術力、生産力、製品力の 向上や新サービス・新ビジネスの創出を図るとともに、補助事業に係る公募・採択や補助金の交付、進 捗確認等を通じ適正な事業実施を支援する「ものづくり支援センター」の設置運営を引き続き行う。

3. 連携による新たな産業と事業の創出

地域の新たな産業創出と中小企業の活性化のためには、中小企業組合、中小企業グループによる産業 復興と新たな事業創出、製品・商品、サービスの高付加価値化が必要不可欠である。国・県の施策であ る「農商工連携」「いわて希望ファンド」「いわて農商工連携ファンド」等を積極的に活用し高付加価 値化と事業創出に努めていく。

特に、6次産業化等については、県の委託により本会内に設置した「いわて6次産業化支援センター」として新商品開発、販路拡大等について企画から事業化までの総合的な支援を推進していく。

4. 中小企業の人材確保と育成の促進

大企業の採用意欲が拡大する一方、本県中小企業の人材確保は依然として雇用と求職のミスマッチが存在している。本会が、若者や女性、シニア等の人材発掘や紹介、定着に焦点を当てた地域中小企業人材バンク事業の実施等を通じ、中小企業の人材確保・育成を一層支援する。

また、次代を担う経営者・技術者・技能士等の後継者を育成するため、研修会等を通じた人材育成に取組むものとする。



「ものづくり・商業・サービス革新補助金」公募中!! (締切5月8日(金)まで!まだ間に合います!!)

本会では、経済産業省の平成 26 年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の岩手県内の 窓口として本補助金の1次公募を開始し、現在、公募期間中です。是非ご活用ください。

なお、本補助金は、今回の平成26年度補正が3年目になり、過去2年の県内における採択件数は、 平成 24 年度補正が 73 件(全国 10,500 件超)、平成 25 年度補正が 111 件(全国 14,400 件超)でした。

【ものづくり・商業・サービス革新補助金の目的】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携 して、**革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援**するものです。

【対象事業・補助率等】

新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入などに活用可能です。 なお、事業での取組内容は、その事業計画の実効性について、認定支援機関の確認が必要であり、か つ、以下の類型等のいずれかに該当し、その要件を満たすことが必要です。

類型等	要件
【革新的サービス】 (1)一般型 ■補助上限額:1,000 万円 ■設備投資が必要、■補助率:2/3 (2)コンパクト型 ■補助上限額:700 万円、■補助率 2/3	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3~5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 (付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費)
【ものづくり技術】 ■補助上限額:1,000 万円 ■設備投資が必要、■補助率 2/3	「中小ものづくり高度化法」12 分野の技術(例えば、デザイン開発技術や情報処理技術など) を活用していること
【共同設備投資】 ■補助上限額:5,000 万円 (500 万円/社) ■設備投資が必要、■補助率 2/3	本事業に参画する事業実施企業により構成される組合等が 事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資に より、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むこと で、事業実施企業全体の3~5年計画で「付加価値額」年率3% 及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 (付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費)

※なお、補助対象となる経費は、原材料費、機械装置費、人件費などとなります。

【サポート】

認定支援機関が、事業計画づくりをサポートします。認定支援機関とは、地域の金融機関・商工会・ 税理士など、国の認定を受けた機関で、現在、岩手県内においては、400を超える機関が認定を受けて います。上記いずれかの類型に該当し、「認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・

【募集期間】

平成 27 年 2 月 13 日(金) ~ 平成 27 年 5 月 8 日(金) [当日消印有効]

電子申請を利用される場合は、「ミラサポ」のHPをご確認ください。

なお、補助金の詳細は、下記のサイトより公募要領などをダウンロードしてご覧ください。

【その他】

本会では、3月に続いて、同補助金の第2回公募説明会を去る4月2日(木)にサンセール盛岡にて開 催した。当日は、県内各地から約100名の出席があり、活発な質疑応答がなされました。

なお、本補助金の1次公募(5月8日締切)への申請者の採択発表は6月下旬を予定しており、採択 事業者はその後、交付申請等の手続きを経て、早ければ今年8月上旬から事業を開始できます。

【お問い合わせ先・申請先】

|岩手県中小企業団体中央会 ものづくり支援センター

中小企業による共同体であること」が要件となります。

I 〒020-0878 盛岡市肴町 4番5号 岩手酒類卸㈱ビル2階

TEL: 019-613-2801 FAX: 019-613-2802

HP: http://www.ginga.or.jp/~monodukuri/ 本会 HP 内 (ものづくり補助金) むむむクリック!

H26 年度いわて中小企業人材確保等支援事業の実績と H27 年度計画

〇地域中小企業の人材確保等支援事業(経済産業省・中小企業庁補助事業)とは?

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい状況となっている。特に、大企業を中心に雇用が拡大し、**少子高齢化や大都市への人口流出**が進む中で、急速に経営環境が変化していく時代に対応していくためには、地域の中小企業・小規模事業者が経営を強化し、新たな事業や雇用を創出していく担い手となりうる**優秀な人材の確保**が求められている。

本事業は、これらの課題に緊急的に対処するため、①地域内外の若者、女性(主婦等)、シニア等の多様な人材から、構造的な課題のひとつである中小企業・小規模事業者の「即戦力人材」を広く発掘し、②多様な人材と中小企業・小規模事業者のマッチングから定着までを一貫支援する事業を通じて、中小企業の多様な人材の活用による付加価値の向上、労働生産性の向上を目指している。

◎平成26年度の実績

各大学・学校等より学内メール情報配信や学校を挙げての合同就職説明会等のイベントへの参加協力が得られるなど、本事業の浸透に加え、学生等の参加者数は、目標1,500名に対し約3,600名(延)、県内中小企業への新卒採用内定者数も目標100名に対し147名、参加企業は、延1,300社以上となるなど、当初目標を上回る実績を上げることができた。

◎平成27年度計画について

このたび、本会は、中小企業庁の平成26年度補正「地域中小企業、小規模人材確保等支援事業」及び「平成27年度予算「地域中小企業、小規模事業者 UIJ ターン人材確保等支援事業」に採択されました。若者、女性、シニア等の多様な人材と中小企業等とのマッチングから定着を支援。さらに、都市部の UIJ ターン人材の県内中小企業等への定着を支援します。

① 本年度の基本方針

「復興、地方創生に向け、地域中小企業の総力を上げた魅力ある就職・定住環境の創造」をテーマに、岩手県中小企業団体中央会が礎となり、岩手県内の行政機関、教育機関、就職支援機関、金融機関、中小企業支援機関、業界経済団体や中小企業組合等の産業界を中心とした産学官金の連携強化に取り組み、若者、女性、シニアの各セグメントに対して、非都会的で、田舎ならではの地道な各種人材確保等支援事業等の実施を通じた新しい人の流れを作り、被災地域の復興並びに岩手の就職・定住環境の向上による人口減対策と地方創生を目指す。

a.若者層について: 各大学等での地元企業を知ろう・プロジェクトや職場体験等を通じて、中小企業等の経営者、従業員等の交流による中小企業の魅力発信を強化し、学生等の就職先の選択肢の拡大を支援し、中小企業への就職を促進する。加えて、中小企業の採用環境、職場環境の改善を促すために各種セミナーの実施、専門家派遣による経営支援等を行い、労働生産性の向上と企業の魅力向上の両立を目指す。

b.女性等層について: 中小企業等の経営者等に対して、短時間正社員制度等の普及や戦略的なワーキングシェア等のあり方について、各種セミナーの実施、専門家派遣による経営支援等を行い、女性の活躍の場の創出を図る。加えて、ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成のための各種セミナーの実施や各種専門家による個別相談会等を開催し、仕事と家庭の両立による豊かな生活づくりを支援する。

c.シニア層について: 中小企業等の経営者等に対して、財務戦略、技術戦略等の顧問的活用、後継者育成、若 手人材等の指導者等の戦略的シニア活用のあり方について、各種セミナーの実施、専門家派遣による経営支援等を 行い、シニア層の積極的な活用促進を図る。加えて、シニア層に対して、ライフプランニング、セカンドキャリア 形成等の各種セミナーや中小企業経営者との交流会等の開催、各種専門家による個別相談会等を開催し、仕事と余 暇の両立によるゆとりある人生づくりを支援する。

②主な事業の概要

- 1) 新卒者・若者(概ね35歳以下)、女性(主婦)、シニア等の人材発掘に関する事業
- 2) 新卒者・若者 (概ね35歳以下)、女性(主婦)、シニア等の求人開拓に関する事業
- 3) 新卒者・若者(概ね35歳以下)、女性(主婦)、シニア等と中小企業とのマッチングに関する事業
- 4) 新卒者・若者(概ね35歳以下)、女性(主婦)、シニア等の中小企業へのコーディネート事業
- 5) 若手社員(概ね35歳以下) 定着支援に関する事業
- 6) 新卒者・若者(概ね35歳以下)等のUIJターン促進に関する事業

岩手県∪・ⅠターンフェアⅡへ出展(共催)

3月22日(日)に「岩手県U・IターンフェアⅡ」(主催:公益財団法人ふるさといわて定住財団/岩手県)が東京都秋葉原の「秋葉原UDX Gallery」にて開催された。本会も共催団体としてブース出展し、学生等の就職相談や本会の新卒採用のイベント等のPRを行った。

当日の参加企業数は、52社が出展し、U・Iターンを目指す一般の方、新規学卒予定者等の参加者数は、144名(学生80人、一般64人)であった。新卒者の就職活動の解禁日が後ろ倒しの3月開始となったことで、昨年同時期に比べ参加者数は50名ほど増加した。

また、市町村ブースには、在京の本県出身社会人等の U ターンについて、例年になく、多数の相談があった。



○学生等を中心に多数の方が来場しました。



○沿岸地域の特設ブースも設置されました。

6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画2件認定 (平成26年度第3回認定:本会支援1件)

国では6次産業化総合化事業計画の認定を毎年3回実施しており、本年2月末に平成26年度第3回認定事業者が公表。本県では今回2件が認定され、去る3月12日、東北農政局奥州地域センターにおいて認定証交付式が開催された。

出席者は農事組合法人さらき山口典男組合長(本会支援)、いわてにしわが南部かしわプロジェクト株式会社高橋聡取締役の認定2事業者のほか、支援機関として本会、岩手県県南広域振興局、6次産業推進センター(西和賀町)が同席のもと、稲次東北農政局奥州地域センター長から各事業者へ認定証が授与された。



認定書を手に稲次センター長(前列左)、本会他関係機関とともに記念撮影

○認定事業者名:農事組合法人さらき(北上市:本会支援)

○認定事業名:「米及び野菜の業務用加工品開発・直売による地域活性化事業」

〇事業計画の概要:

北上市更木(さらき)地区に所在する同法人は地元農業者で構成されており、自ら生産した米、野菜を活用した新商品(精米、カット野菜、漬物等)を製造し、業務用を中心とする販路を構築することにより、所得向上を図り、経営の改善及び地域の雇用を創出、地域の活性化を目指すことを目的にしている。

具体的には、生鮮野菜の取引先から要望がある精米及びカット野菜を主力商品とした事業に取り組むこととし、精米については業務用及び北上市のふるさと会員等へ、野菜加工品は学校給食用等業務用として販売することを主な事業としている。

6次産業化支援の取り組み(3月分)

第五回6次産業化セミナー開催 ~産 直 シンポジウム~

本会に設置するいわて 6 次産業化支援センターでは、去る 3 月 17 日(火)に盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて「第五回 6 次産業化セミナー(産直シンポジウム)(参加者:30名)」を開催した。

基調講演では、ゼネラルマネジメントオフィス代表で中小企業診断士の佐藤卓氏を講師に迎え、「6次産業振興における産直の役割と課題」をテーマに、他地域の事例を交えながら、産直施設が6次産業化にあたり、販売や商品開発・加工を行うことのできる機能、設備を有



セミナー受講風景

する拠点であることや、産直施設が地元農産物の供給拠点として、地域住民が利用しやすい店舗運営、品揃え、 販促を行っていく必要がある旨ご講演いただいた。

引きつづき、パネルディスカッションを開催。コーディネーターに佐藤卓氏、パネラーに農事組合法人産直 ふれあい二戸(二戸市)理事 荒谷一男氏、あぐりちゃや(紫波町)代表 細川栄子氏、協同組合産直センターひが しやま(一関市)理事長 前田眞氏を迎え、パネラーそれぞれに各産直施設の現状、これまで取り組んできた改善 内容について紹介頂いた後に、産直施設の抱える課題について検討を行った。

産直施設は農業と同様に担い手の確保が課題となっているが、販売している農産物の調理方法や商品の歴史などを示してお客様に商品の価値をわかりやすく示していくことや、従業員が主体的に動けるよう教育、環境を整備していくことで、売上の確保ややりがいの創出を実現していき、課題解決につなげることができる。また、継続して取り組む事により、地域の輪を作り、地域産業・経済の発展につなげることができる非常に面白い施設であるということで締めくくり、参加者は大いに刺激を受けた。

いわて6次産業化塾~事業化のススメ~を開催

いわて6次産業化支援センターでは、去る3月13日(金)と20日(金)の両日、盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡において「いわて6次産業化塾~事業化のススメ~」を開催した。

13 日は、20 名が参加。株式会社キースタッフ取締役企画開発部長伊藤順氏を講師に迎え、「農村・漁村における 6 次産業化と販路開拓について〜他県の事例を踏まえた戦略的な 6 次産業化〜」をテーマに講演いただいた。

講演では、伊藤氏がこれまで実際に開発に携わってきた商品について紹介。これらの商品を題材に、どのようなパッケージにしたらよいか、どのような販売戦略を取るべきかについてワークショップ形式で検討を行った。活発な意見交換がなされ、参加者は大いに理解を深めた。

20日には、32名が参加。同社の取締役情報戦略部長 野口朋宏氏を講師に迎え「デザインから見る6次産業化商品の売り方・魅せ方について〜販促品やPR戦略の考え方、提案力を身につける〜」をテーマに講演いただいた。

講演では、野口氏がこれまで携わってきた商品のパッケージデザインに着目し、どのようにすれば消費者に対し、より商品の価値・魅力を伝えられるかなどについてご講演いただいた。受講者は今後



試食を交えたワークショップ風景(13日)



講演 受講風景(20日)

生産・製造していく商品のパッケージデザインの考え方について理解を深めた。

通常総会開催までの手続きについて

平成19年に改正された中小企業等協同組合法により、通常総会開催に必要な手続きが下記のとおりとなった。変更点の一例として、「総会の招集通知には決算関係書類、事業報告書及び監査報告を合わせて提供しなければならない」など、手続き上重要な事項が明文化された。本稿では通常総会開催までの手続きについて説明する。

【決算関係書類等に関する手続き】

- 1. 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- 2. 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
- 3.組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

1. 総会開催までのスケジュール

議案の作成

組合は、「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失 処理案)」及び「事業報告書」を作成しなければならない。(中協法第40条第2項)

監事への「決算関係書類」、「事業報告書」の提出

組合は「決算関係書類」、「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない。(中協法第40条第5項)

監事の監査、「監査報告書」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」、「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した「監査報告書」を作成し【※1】、理事に対し、「決算関係書類」、「事業報告書」の全部を受領した日から4週間を経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに「監査報告」の内容を通知しなければならない。(中協法施行規則第117条第1項)

【※1】: 監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。 会計監査に限定されている監事に対しては、「事業報告書」を監査する権限が与えられていないため、「事業報告書」を提出するか否かは組合の任意である。

【※2】: 監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期限を予め定めることは不可。 (ただし、4週間を下回る日までに監事が理事に監査報告を通知すれば、その時点で監査を 受けたことになる。)

理事会招集通知の発出【※3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会 招集通知を発出しなければならない。(中協法第36条の6第6項)

【※3】: 理事(監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事)全員の同意があれば招集手続の省略が可能。(中協法第36条の6第6項において準用する会社法368条第2項)

【※4】: 短縮が可能(1 週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 1 項)

【※5】: 監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。(中協法第36条の6第6項において準用する会社法368条第1項)

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに(中協法第 49 条 第 2 項)、監事の監査を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」の承認を行う。(中協 法第 40 条第 6 項)

「決算関係書類」、「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」、「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。(中協法第40条第10項及び第11項)

総会招集通知の発出【※6】・「決算関係書類」、「事業報告書」及び「監査報告書」の提供

理事長は、通常総会の会日の 10 日前【※7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する(中協法第 49 条第 1 項)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければならない。(中協法第 40 条第 7 項)

【※6】: 組合員全員の同意があれば招集手続の省略が可能。(この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要)(中協法第49条第3項)

【※7】: 短縮が可能。(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間)(中協法第49条第1項)

通常総会の開催

2. 通常総会の招集

- (1) 招集通知とともに提供する必要書類
- ① 通常総会の招集には、日時、場所及び議案の内容を記載した開催案内とともに、理事会で承認された 決算関係書類、事業報告書、監査報告書を併せて提供(書面の場合は郵送)しなければならない。(収支 予算や事業計画案などは、事前提供は求めてられていないが、組合が必要と認めた書類を事前に提供す ることは差し支えない。)
- ② 定款で定めれば、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できる。また、この場合には法令による決算関係書類、事業報告書、監査報告書を組合員に事前に提供する必要はない。

(2) 監査期間について

監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は 事業報告書を含む。)を提供されてから、原則として4週間をあけることとされている。

- ① 監事に対し、監査報告書を4週間以内に提出するよう求めることはできない。 (ただし、監事が自主的に4週間以内に監査報告書を提出することは可。)
- ② 組合と監事との合意により、監査報告書について、監事へ決算書類の提出から4週間以降での提出日を事前に決定することは可能。従って、監事の監査に要する期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが必要。

(3) 決算関係書類の備置き

総会開催の2週間前までに決算関係書類の備置きをしなければならない。通常総会の招集が全員同意により省略できたとしても備置きする必要がある。



沿岸3地区で移動中央会を2週連続開催

本会では、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸地域の中小企業組合や中小企業の事業再構築、早期の復興に向け、中小企業支援施策の説明会や相談会(中小企業組合等震災対応移動中央会)を行っている。 平成27年3月の移動中央会は、2つのテーマで2週連続での開催となった。

1週目は"販路開拓相談会"と題し、16 日宮古、17 日釜石・大船渡の計3会場で開催。被災地の多くの事業者が抱えている販路開拓をテーマとして、専門家による個別相談形式により、事前に申し込みがあった9事業者の相談に対応した。

専門家には、昨年 10 月の同企画に引き続き株式会社エスエムティ代表取締役で中小企業診断士の資格を有し、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部の統括プロジェクトマネージャーも務め、本県をはじめ多くの支援実績を有する経営コンサルタントの小島壯司氏を招聘。相談内容は「営業再開後も震災以前の販路や販売量が戻らない」「新商品の販売展開方策」など多岐に亘り、各相談の状況に応じた課題と解決策や方向性、各種支援施策の活用法などについて専門家が助言を行った。

販路開拓相談会の 相談事業者の業種

水産加工業	1
機械製造業	3
飲食店	3
小売店	2
計	9

第2週目は、中小企業支援・復興支援施策の説明会として、25 日宮古、26 日釜石・大船渡の計3会場で開催。平成26 年度補正予算、27 年度予算における中小企業関連・復興関連支援」施策について、東北経済産業局東日本大震災復興推進室の担当者から説明を行った他、本会が募集機関となっている革新的な「ものづくり・サービス」の提供等にチャレンジする中小企業の試作品開発、設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス革新補助金」制度について詳しく説明した。その他、岩手県産業復興相談センターの債権買取等の支援策の説明も行った。説明会終了後に個別相談会を開催し、ものづくり補助金・グループ補助金、省エネ補助金等の申請についてや債権買取等の相談に対応した。

「ものづくり・商業・サービス革新補助金」は5月8日(金)が締切となっており、申請を希望される方は、本県の地域事務局である本会 ものづくり支援センター (<u>TEL:019-613-2801</u>)までお問い合わせいただきたい。



3/25 宮古会場の様子



3/26 釜石会場の様子

主要記事 Topics 【組合運営基礎研修、決算・税務講習会開催】

組合運営基礎研修会、組合決算・税務講習会を開催

本会は、盛岡市の岩手県民会館において、3月3日(火) に「組合運営基礎研修会」、「組合決算講習会」、同4日(水) に「組合税務講習会」を開催した。当日は天気が大きく崩 れたにも関わらず、2日間にわたり延べ127名の組合関係 者の方々が参加した。

◎組合運営基礎研修会

本研修会では、「日常発生する組合の事務処理」をテー マに本会職員が講師を務め、組合員の加入脱退から、総会 前後の手続き及び行政への届出・登記など幅広い分野につ いて説明した。当日の参加者のおよそ半数が組合事務局の 初任者であり、研修内容が、組合運営の基礎的且つ実務的 な事務処理・手続き等という事もあり、参加者は熱心に聴 講し、多くの質問が寄せられた。

◎ 組合決算講習会

組合決算講習会は、税理士の小野寺孝一先生を講師に迎 え、今後の組合運営の円滑な推進に資することを目的とし て、「組合決算の手続きと留意点」をテーマに、組合決算 の具体的な事務処理及び手続き等を説明した。特にも、決 算関係書類の作成要領から税別の計算そして申告へと続 く事務的流れを確認し、各々の注意点やポイントの説明が なされた。その他の関連事項として、消費増税や地方法人 税についての最新情報等の補足説明があり、受講者の参考 となった。

◎ 組合税務講習会

組合税務講習会は、同じく小野寺先生を講師に、「法人 税務申告書作成の実務」をテーマとして、講習が行われた。 主な組合関係税制の概要についての知識を習得し、合理的 節税の方法と税務申告書作成手続きについて理解が得ら れるように、時折事例や演習を交えながら解説・説明がな された。

講習後のアンケートによると、参加者からは、法人税申 告書作成にあたって必要となる別表や手順について、一定 程度の理解を得られたとの感想であった。

因みに、例年3月初めに開催する今回の講習会は、多く の組合が3月末に年度末を迎えることから、決算や総会へ の準備に役立てて欲しいという主旨で行っているが、今後 とも、参加者からの要望・意見を反映させた内容として本 講習会を開催する予定である。



大勢の組合役職員が受講した組合決算講習会

開催概要

①組合運営基礎研修会 平成 27 年 3 月 3 日(火)13:00~14:30

講師:本会職員 ②組合決算講習会

> 平成 27 年 3 月 3 日(火)14:30~17:30 講師: 税理士 小野寺 孝一 氏

③組合税務講習会

平成 27 年 3 月 4 日(水)09:00~12:00 講師: 税理士 小野寺 孝一 氏



講演する小野寺孝一税理士

平成 26 年度 情報連絡員会議を開催

本会では3月20日、盛岡市のホテル東日本において情報連絡員会議を 開催した。

情報連絡員制度は、県内の地区・業種を代表する組合の役職員 60 名 (全国では約3,000名)を「情報連絡員」として委嘱、毎月業界の景気動向や組合・中小企業者の意見要望等の報告を受け、支援事業への反映や行政庁等への建議陳情活動に活用するなど、本会の最も重要なニュースソースのひとつとなっている。会議では、地域・業界における現状及び課題等について様々な意見が寄せられた。

当日の主な意見の要旨は以下のとおり。



主催者挨拶をする本会千葉専務理事

【生コンクリート製造業】: コストアップを懸念、収益確保が課題である。平成 27 年度は復興需要のピークに達するとの思料。

【野菜果実卸業】: 売上げ伸び悩み、消費増税に伴うコスト増も重なり苦戦。人材の不足感あり。青果物の束ねなどを共同事業として実施しており、堅調に推移している。

【酒·調味料小売業】: 飲酒人口が減り、消費量が減少傾向にある。小売店と量販店での格差が広がり、価格競争激化も量販店に対抗できていない。店主の高齢化で後継者問題が深刻となっている。

【燃料小売業】: シェールガス燃料とのシェア争いでの原油相場下落も下げ止まりか。業界では、オール電化の浸透など、燃料の石油から電化への移行が進み、経営状況も厳しくなっている。

【商店街】: 岩手国体(27冬・秋)が開催される。歓迎イベントを企画し、集客に期待している。

【旅行業】: グループでの観光が増加、団体型から個人型の傾向。また、中国人観光客が増加している。地域を巻き込んでの体験型イベント等、国際交流の場として受け入れ態勢の強化が必要である。

【**塗装工事業**】:建設業界の現状は、慢性的な人材不足、資材・塗料等の原材料価格の上昇、人件費増加など深刻な問題となっており、事業所間格差が広がっている。

【土木工事業】: 集約化でコンクリート工場を減らした。工事の有無で出荷量に地域的な格差がある。

【運輸業】:燃料価格の値下がりで売上増加も、収益につながらず。員外企業との料金価格競争が激化。乗務 員の高齢化による人材不足が深刻。岩手国体開催に向け、サービスの質の向上を目指している。

平成 27 年度地域商業自立促進事業 募集中(中小企業庁)

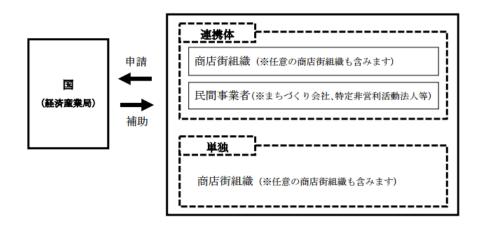
I. 事業目的

商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、右記の**5つの分野**に係る公共性の高い取り組みを支援することにより、商店街等の中長期的発展及び<u>商店街等の自立化の促進に寄与</u>することを目的としています。

【支援対象となる5つの分野】

- ①地域資源活用
- ②外国人対応
- ③少子 · 高齢化対応
- 4 創業支援
- ⑤地域交流

Ⅱ.事業スキーム



中央会 Information 【情報連絡員レポート】

情報連絡員レポート

景況は先行き楽観できず(平成 27 年 2 月)

〈全体の概要〉

2月は、例年各業界とも動きが少なく、売上も低迷する時期である。製造業では、原油価格の下 落の好影響が見られるが、運賃や取引価格の値下げ要求もある。また、慢性的な人手不足は深刻な 問題となっており、時間外労働が増えるなど人件費が増加、収益を圧迫している。物価と人件費が 上昇する中で、需要や消費は弱く、中小企業の景況は、依然として先行きは楽観できない状況。

清酒出荷量は苦戦しているが、新酒の発売で岩手 の清酒を内外に PR し、新たな需要を期待したい。

菓子の消費量は拡大したが、一方で、円安により 原材料費が上昇している。

▶ 一 般 製 材 業

沿岸部の復興用の製材品が引き続き不足している。

出荷量は地域的に偏りがあるが、全体として順調 に推移。県南地区は公共工事の減少で出荷量が激減。

◆ 銑 鉄 鋳 物 製 造 業

南部鉄瓶や鉄鍋の売上額は、中国・韓国・台湾から の観光客の土産物として大量に購入されたため、輸 出より国内販売が多くなった。

◆ 金 属 製 品

稼働率・手持ちの仕事量ともに高水準を維持して いるが、受注価格・加工費用とも一進一退が続き、 未だ適正な利益を確保できる価格に至っていない。

卸

取扱量の減少で回復の兆しが見えない状況。

· 各 種 商 品 小 売

核店舗の吸引力に陰りがみられる。施設の老 朽化への対処が重要課題となっている。

◆ 食 肉

国内の豚肉相場が日々大きく変動、輸入食肉 は国内在庫が少なく、原料価格の高騰と品不足 で、利益確保が非常に難しい月であった。

◆ 燃 料 小 売

原油相場の影響を受け下落基調で推移した が、米国の石油掘削の減少傾向や設備投資削減 の動きから下げ止まり感がある。

· 野 菜 · 果 物 小 売

消費動向が一層悪くなり、節分等のイベント 商材もその時だけと、時代変化が感じられる。

館

冬のイベントに賑わいが見られたが、宿泊に結び つかず、歳祝いの会も減少、売上は伸びなかった。

人手不足による人件費の増加、資材の値上げなど 収益を圧迫する状況が続いている。

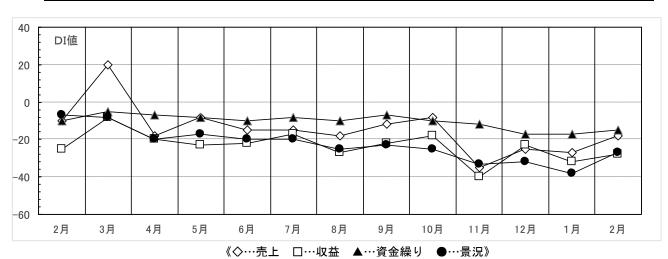
装 I

内陸は震災復興需要が一段落。受注減、資材費及 び人件費の高騰、人手不足のため厳しい状況にある。

◆ 一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業

燃料価格の下落は好材料であったが、運賃の値下 げ要請があった。ドライバー不足は更に深刻である。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ(H26年2月~H27年2月)●



※DI 値=Diffusion index の略:「良い」と答えた企業から「悪い」▲と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。



第 60 回 中 央 会 通 常 総 会

開催日時: 平成27年5月15日(金)15:00~

開催場所: ホテル東日本盛岡

盛岡市大通り3丁目3-18 TEL 019-625-2131 (代)

※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

お問い合わせ先:統括管理部 (Tel:019-624-1363)

第 67 回中小企業団体全国大会

開催日時: 平成27年11月20日(金)予定

開催場所:「沖縄コンベンションセンター」

沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1 TEL 098-898-3000 (代)

内 容:決議・表彰

本会創立 60 周年記念式典

本会では、今年 12 月 20 日で、創立 60 周年を迎えることを記念して、以下のとおり記念式典を 開催いたします。

開催日時: 平成27年12月15日(金)予定

開催場所:「ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング」メトロホール

盛岡市盛岡駅前北通2-27 TEL 019-625-1211(代)

内容:表彰・記念講演・祝賀会

※全国大会と創立60周年記念式典の詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。 お問い合わせ先:企画振興部(Tel:019-624-1363)

◆主要日誌◆(3月1日~ 3月31日)

◎中央会主催事業

- 3/3 組合運営基礎研修会、組合決算講習会
- 3/4 組合税務講習会
- 3/6 労働関連セミナー、相談会
- 3/16 中央会移動中央会(宮古)
- 3/17 同 上 (釜石、大船渡)
- 3/19 中央会第4回理事会
- 3/20 情報連絡員会議
- 3/25 中央会移動中央会(宮古)
- 3/26 同 上 (釜石、大船渡)

◎関係機関・団体主催行事への出席等

3/5 岩手県鉄構工業(協)創立 40 周年記念式典

- 3/10 岩手県空港利用促進協議会幹事会
- 3/16 (公財)岩手県生活衛生営業指導センター理事会
- 3/17 (公財)いわて産業振興センター理事会
 - "(公財)ふるさといわて定住財団理事会
- 3/21 ど真ん中・おおつち(協)商品開発等施設落成式
- 3/23 岩手新卒者就職·採用応援本部第2回会議
- 3/25 岩手地方労働審議会
- 3/26 岩手県信用保証協会理事会
 - " いわて観光キャンへ。一ン推進協議会運営幹事会
- 3/27 鈴木宏延前会長お別れ会
- 3/28 自由民主党岩手県支部連合会 定期大会

職員退職のお知らせ

本会の佐藤信昭前事務局長は、本年3月31日をもって退職したのでお知らせ

します。昭和58年4月本会入り。在職32年。 平成22年度統括指導センター長兼市場開発部長、 平成25年度事務局次長兼務ものづくり支援センター長、平成26年度事務局長。

在職中は格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

なお、本年4月からは、岩手県金属工業協同組合連合会に勤務しています。

平成 27 年度の中央会事務局体制



新年度の事務局体制は、昨年度体制 を引き継ぎながら、新規職員を2名迎 え配置することでスムースな支援の 推進と事務機能の強化を図るもので

今年度も、震災からの復興支援の強 化、多様な経営課題に対するスピード ある支援、連携による新たな事業創出 等をすすめる。

統括括管理部は、総会・理事会、 県及び市町村等補助金、会員管理等を 主な業務とし、企画振興部は、人材 育成・強化の業務を行うほか、機関誌 の発行、中央会 60 周年記念事業、建 議・陳情等によりタイムリーな政策立 案や情報提供等を行う。 連携支援部 は、会員組合、組合員等を主な支援対 象とした本会支援事業とともに、グル ープ補助金等の復興支援、連携による 事業創出、6次産業化等を推進する。

また、今年度も本会が「中小企業・ 小規模事業者ものづくり・商業・サー ビス革新事業」の推進業務を行う「地 域事務局」に指定されたことに伴い引 き続きものづくり支援センター を設 置する。

||統 括 管 理 部||

部 於本立也

部長代理 渡辺泰孝

田 村 恵 主 幹

主 鈴木敦子 任

主 船 越

企画振興部

部 坂 本 長

主 育 橋 英

主 幹 菅原宏太郎

主 幹 川原光雄

茨木暢浩(新採用) 主

連携支援部

部 鈴江良章

連携支援 佐々木 修

|部長代理| 柳田欣知

池 田 耳 主任指導員

主任指導員 工藤健人

赤間文孝 主任指導員

中居弘和 主

青木英樹 主

及川真人(新採用) 主

ものづくり支援センター

於本立也(兼務) センター長

渡辺泰孝 (兼務) 副 センター 長

事 昆野清亮 主